

## 幕別町地域包括支援センターの基準に関する条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、幕別町地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の人員及び運営等に関する基準を定めるものとする。

### （基本方針）

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

### （職員の員数等）

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の規定により町が定める区域をいう。）に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると次条に規定する幕別町地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じ、同表の右欄

に定めるところによることができる。

| 担当区域の第1号被保険者の数           | 人員配置基準  |
|--------------------------|---|
| おおむね1,000人未満             | 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人  |
| おおむね1,000人以上<br>2,000人未満 | 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）                             |
| おおむね2,000人以上<br>3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の職員で前項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |

（地域包括支援センター運営協議会の設置及び運営）

第4条 地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため、幕別町地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（地域包括支援センターの運営）

第5条 地域包括支援センターは、協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。